

回 答 書

冠省，小職はマヤ工業株式会社の代理人として，貴殿の平成23年9月17日付け内容証明郵便に対して，次のとおり回答します。

結論として，弊社が貴殿に対して本件職務発明の対価を支払うべき義務はないと考えています。貴殿は発明者ではありませんし，消滅時効も完成しているからです。

まず特許法35条の発明者とは，特許請求の範囲の記載によって具体化された当該特許発明の技術的思想（技術的課題及びその解決手段）を着想し，又は，その着想を具体化することに創作的に関与した者，と一般に解されています。貴殿は確かに特許公報中の発明者欄に氏名が記載されていますが，そのことから当然に発明者と認められるわけではありません。本件発明が行われた平成11年当時，貴殿は弊社の代表取締役ではありましたが，技術者として研究開発業務を行っていたわけではなく，本件発明は技術者出身で当時専務だった松田康弘氏が中心になって常務だった松田廣氏と二人で研究実験を繰り返して，切断スピードと耐久性を飛躍的に向上させた創作的な湾曲鋸刃を完成させました。出願に際して発明者の一人として貴殿の氏名が記載されたのは，出願当時弊社代表取締役だった

貴殿自身が自己の氏名を弊社を代表する個人として記載させたにすぎません。

次に特許法49条7号では、出願人が発明者でない場合において、その発明について特許を受ける権利を承継していないときは拒絶査定すべきこととなっており、また同法123条1項6号は、そのような出願に対して特許がされた場合には特許は無効としている下で、弊社には現在まで職務発明規程はありませんから、遅くとも弊社と日立工機株式会社の共同名義による出願日である平成11年12月28日までは、弊社における発明者から弊社に対して特許を受ける権利の承継があったものと考えられます。このような場合、その承継の時から期間10年の消滅時効が進行すると解されていますから、平成21年12月28日には時効が完成しています。弊社は本書をもって、この消滅時効の完成を援用します。

草々

2011年10月7日

神戸市中央区相生町1丁目2番1号

東成ビル3階 中神戸法律事務所

マヤ工業株式会社代理人

弁護士 本上博丈



神戸市

松田 紀男 様

この郵便物は平成23年10月7日第89596号
留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

